

(5) 減価償却費の累積額が取得価額の 95%相当額に達した場合の算式(所令 134②)

(平成 20 年分から適用(19 改正所令附則 12②))

$$(\text{取得価額} - \text{取得価額の 95\%相当額} - 1 \text{ 円}) \div 5 = \text{減価償却費}$$

※ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産で、減価償却費の累積額が取得価額の 95%相当額に達した年分の翌年分以後 5 年間における償却の方法です。

※ 年途中で業務の用に供しなくなった場合などには、「その年に業務の用に供された月数/12」を乗じます。

※ 未償却残高が 1 円になるまで償却します(所令 134②)。

※ 月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします(所令 132②)。

(注) (1)から(5)の各算式(算式における※を含みます。)は、減価償却資産が建物及びその付属設備などいわゆる有形減価償却資産である場合について記しています。

したがって、減価償却資産が無形固定資産である場合は、各算式は異なります。

なお、この情報は、減価償却資産が有形固定資産である場合を中心に説明しています。

(参考) 減価償却資産の償却累積額による償却費の特例(所令 134①)

	平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産	平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産
有形減価償却資産 (国外リース資産・坑道を除きます。)	取得価額×95%	取得価額－1 円
坑道・無形固定資産	取得価額	取得価額
生物	取得価額－残存価額	取得価額－1 円